第

6 1 8 1

号

REÂDAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)平成31年 4月 16日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ◆ 事業所得と雑所得の区分

**Q**:事業所得と雑所得はどう違うのですか。 また、どのように区分するのですか?

A:総合勘案して判断されることになります。

## 【解説】

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等から生ずる所得で、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められ業務から生ずる所得とされており、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得とされています。

所得計算は、いずれも総収入金額から必要 経費を控除して求めるという点で同じですが、 損失が出たときに、事業所得は他の所得と損 益通算ができるけど、雑所得はできないとい う点で違いがあります。

いずれの所得に該当するか、判断が難しいときがありますが、①営利性及び有償性、②反復継続性、③自己の危険と計算においてする企画遂行性、④その者が費やした精神的及び肉体的労力とその程度、⑤人的及び物的設備、⑥その者の職業、経験及び社会的地位、生活状況、⑦相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性及び程度等を総合的に考慮し、社会通念によって判断することになります。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】